



令和 8 年（2026 年）8 月 7 日発信

報道関係者 各位

熊本地震の被災者へ市営住宅を一時提供いたします

令和 8 年（2026 年）熊本地震により被災された方へ市営住宅を一時的に提供いたします。
被災者ご自身からの相談が難しい場合は、親族やお知り合いの方からのご相談も受け付けますので、情報提供いたします。

1. 対象となる方

令和 8 年（2026 年）熊本地震により居住する住宅が被害を受け、引き続き居住することが困難となった方

（被災市町村が発行する、被害の程度が「半壊」以上の「り災証明書」の提出が必要です）

2. 入居期間

入居許可を受けた日から 6 ヶ月間（最長 1 年間まで延長可能）

3. 入居日

申請からおおよそ 1 週間後

4. 住宅使用料（賃料）など

住宅使用料（賃料）、共益費、敷金は免除します。

ただし、光熱水費ほか生活に要する費用は一時入居者の自己負担となります。

また、家具、家電製品、照明器具、エアコン等は設置されていません。（用意にお困りの場合はご相談ください）

5. 提供戸数

計 6 戸

水上団地 3 戸

木島若者住宅 3 戸 ※若者世帯でなくても可

6. 受付開始日

令和 8 年（2026 年）8 月 7 日（金）から

受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日祝を除く）

7. 必要書類等

- ・住所、本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバー等）
- ・り災証明書（被災市町村の状況により後日提出も可）

<担当課>

飯山市 建設水道部 移住定住推進課
（課長）浦野 昭彦 （担当者）山本 雄二
住 所：飯山市大字飯山 1110-1
電 話：0269-67-0740（課代表）
ファクシミリ：0269-62-5990
電子メール：ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp

熊本地震被災者への提供可能な住宅

2026年8月7日 現在

水上団地	3 戸
木島若者住宅	3 戸
計	6 戸

①水上団地 3 戸
駅から 2 k m
徒歩 3 1 分
車 6 分



②木島若者住宅 3 戸
駅から 2.3 k m
徒歩 3 2 分
車 6 分